

令和 5 年（ 2 0 2 3 年 ）

4 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会

議 案 書

令和 5 年 4 月 1 7 日

令和5年（2023年）4月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第60号	令和5年度那覇市一般会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 （3分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第61号	専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例の一部を改正する条例制定）	予算決算常任委員会 （総務分科会）	企画財務部 納税課	1
議案第62号	専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	11

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 5 年 4 月 17 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに
伴い、那覇市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、令和 5 年 4 月 1 日施
行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、そ
の承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

那覇市長 知念 寛

件名 那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 [略] 3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第26項第1号イに規定す	付 則 (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 [略] 3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第25項第1号イに規定す

25 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	25 <u>法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
26 [略]	26 [略]
27 <u>法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u>	
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第6条の3 [略]	第6条の3 [略]
2～10 [略]	2～10 [略]
11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6) [略]	(6) [略]
12 [略]	12 [略]
<u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u>	
第11条の2 <u>法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第11条の6第3項</u>	

において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第11条の2の2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 [略]

2 [略]

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条の2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～3 [略]	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の付則第6条の2及び第6条の3の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の付則第11条の2及び第11条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 改正後の付則第12条の規定は令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 5 年 4 月 17 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたこと
に伴い、那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、令和 5 年
4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分した
ので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

那覇市長 知念 寛

件名 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得	(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得

者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略] 2 [略]	者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

